

マイナンバーカードの申請と休日窓口開設のお知らせ

◆「個人番号」を必要とする各種手続きには「マイナンバーカード」が便利です

マイナンバー（個人番号）と本人確認を1枚で行える公的な身分証明書となる「マイナンバーカード」は、マイナンバーを利用する際に便利です。

カードの交付を希望される方は、郵送された「通知カード」と一緒に印刷されている「個人番号カード交付申請書」などでお申し込みください。初回交付手数料は無料です。

◎「通知カード」および「個人番号カード交付申請書」と一緒にお届けしている、個人番号カード交付申請書の送付用封筒（返信用封筒）の差出有効期間は、「平成29年10月4日まで」となっていますが、「令和4年5月31日まで」有効期間が延長されましたので、交付申請する場合は、切手を貼らずに、そのまま使用することができます。

◎申請後、カードの受け取りまで1か月程度かかります。交付準備ができましたら、町から交付の案内通知（ハガキ）をお送りします。

◆申請に必要な写真を無料で撮影しています

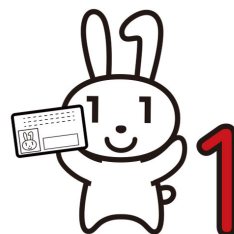
〔日 時〕 役場開庁日、午前9時～11時、午後2時～4時

〔対象者〕 町に住民登録のある方

〔受付場所〕 役場住民課

〔持ち物〕 通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」、「申請用封筒」

◎引っ越しなどで申請書の内容が変更になった方や申請書がない方は、住民課で申請書を再発行しますので、本人確認書類をお持ちください。



◆マイナンバーカード交付の休日臨時窓口

マイナンバーカードの交付通知書（ハガキ）が届いていて、まだカードを受け取られていない方は、ぜひこの機会をご利用ください。

また、マイナンバーカード申請用写真の無料撮影も行います。

〔日 時〕 9月22日（火・祝）午前9時～11時・午後1時～4時

〔対象者〕 カード交付通知書（ハガキ）が届いている方

*15歳未満の方は法定代理人が同行してください。

〔受付場所〕 役場住民課

〔持ち物〕 交付通知書（ハガキ）・通知カード・本人確認書類（15歳未満の方、または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182



年金のお知らせ

☆新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

令和2年2月以降に収入が減少した場合、令和2年度（令和2年7月から令和3年6月まで）について国民年金保険料の臨時特例免除を希望される方は、令和元年度の申請をされた場合であっても、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いします。申請方法や申請書などは、日本年金機構のホームページに掲載しております。

*日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>



※問い合わせは、住民課

☎83-2182

カ
ツ
ト